

## 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

2026 年 2 月 6 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

### 質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意する。

### 質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

金融資産及び金融負債の分類及び測定については、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定であると示されており、今後その議論が行われることを前提として同意する。

### 質問 3-1（信用リスクの著しい増大に関する判定に関する質問）

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意する。

ただし、以下の事項について検討いただきたい。

- (1) 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)」(以下「予想信用損失適用指針案」という。)第 15 項における記載が例示である旨を明確化すること
- (2) 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法において、前期末の内部信用格付が要注意先以下であったが、当期末に要判定格付に改善した場合の反証の取扱いを明確化すること

(理 由)

- (1) 予想信用損失適用指針案第 15 項において、「債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができる。ただし、次のいずれかの場合を除く。」とされている。この「次のいずれかの場合」として示されている同項の(1)から(3)の事項に該当する場合は今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用できないことが示されており、当該(1)から(3)の事項は、限定列挙された事項であると読むことができると考えられる。

一方、関連する IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)B5. 5. 14 項においては、これらの 3 つの事項は例示の説明として取り扱われていると考えられる。

したがって、IFRS 第 9 号との整合性を踏まえ、予想信用損失適用指針案第 15 項(1)から(3)の事項が例示であることを明記すべきであると考えられる。

- (2) 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関連して、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱うが、債務者単位で同項(2)の①から③に示す場合には、信用リスクが著しく増大していないと反証することができる」とされている。

この点、当該①から③に示す場合は限定列挙されたものであると考えられるが、要判定格付に区分された債務者に対する債権等に係る反証において、前期末において要判定格付より低い格付であった債務者が当期末において要判定格付に区分されることとなった場合に対する適用が明確ではないと考えられる。例えば、ある債務者の内部信用格付が前期末においてその他要注意先に区

分され、信用リスクが著しく増大していたと判定されていた、又は個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第 60 項(1)）が、当期末において当該債務者の内部信用格付が要判定格付に改善した場合、当期末において信用リスクが著しく増大していないと反証することが可能であるかどうかについて、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)では明らかでないと考えられる。

一般的に信用リスクの改善に関しては、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）第 28-2 項において、「全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定していた債権等について、期末においては第 28 項(2)に該当しないと判定した場合、予想信用損失を期末における 12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定する。」とされているが、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)は債務者単位での反証を示すものとされている。

したがって、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付より低い格付から要判定格付に区分されることとなった債務者に対する債権等に対する適用が明確ではないため、このような債務者に対する債権等に関する適用を明確化すべきであると考えられる。

### 質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意する。

ただし、以下の事項について検討いただきたい。

- (1) 重要な金融要素を含まない債権に対する予想信用損失の算定において、貨幣の時間価値を考慮するかどうかを明確化すること
- (2) 将来予測シナリオに係る簡素化された予想信用損失の算定方法において、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオに信用損失が発生しないシナリオが含まれるかどうかを明確化すること
- (3) 契約資産とリース投資資産について、信用リスクの著しい増大に関する判定を行わずに全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定することを独立して選択できるかどうかを明確化すること
- (4) リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定に使用する割引率の記載を見直すこと

- (5) リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失の算定方法を明確化すること

(理 由)

- (1) 予想信用損失の算定に当たっては、貨幣の時間価値を反映し、期末までの期間にわたり割り引くとされている（金融商品会計基準案第 27-2 項(2)、予想信用損失適用指針案第 47 項）。これに関連して、予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と償却原価の測定は不可分の関係にあり、債権等の測定に関して、貨幣の時間価値の考慮と整合的な測定方法である償却原価の定めを記載していることが説明されており（予想信用損失適用指針案 BC83 項）、移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）において、償却原価法の定めが提案されている。

一方、金融商品会計基準案第 14 項において、「債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」と示されており、重要な金融要素を含まない債権の貸借対照表価額は、償却原価を基礎とするものとされていない。そのため、重要な金融要素を含まない債権の取得価額と予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金は、貨幣の時間価値の考慮の観点で整合的なものとはなっていないと考えられる。

したがって、市場関係者の誤解を生じさせないようにするため、重要な金融要素を含まない債権の取得価額と予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金について、貨幣の時間価値の考慮について両者の整合性を求めるのかどうかを明確化すべきであると考えられる。仮に両者の整合性をとる必要がある場合には、当該債権の予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を反映する必要はないことを明示するか、あるいは重要な金融要素を含まない債権における取得価額という用語を修正すること（この場合、予想信用損失適用指針案第 82 項の定めも修正することが考えられる。）が考えられる。

- (2) 予想信用損失適用指針案第 43 項において、「信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する。」とされている。一方、将来予測シナリオに係る簡素化された予想信用損失の算定方法として、予想信用損失適用指針案第 64 項において、「第 43 項の適用にあたり、信用損

失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」とされている。

予想信用損失適用指針案第 43 項の記載は複数シナリオを前提とした原則的な定めである一方、予想信用損失適用指針案第 64 項の簡素化された方法は単一シナリオを容認する定めであるため前提が異なっている。そのため、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合において、簡素化された方法における最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオとして信用損失が発生しないシナリオが容認されるのかについては、予想信用損失適用指針案 BC111 項や BC112 項などからも明確となっていないと考えられる。

したがって、実務における誤解を生じさせないように、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる予想信用損失適用指針案第 64 項と信用損失が発生しない可能性のみを反映することを認めていない予想信用損失適用指針案第 43 項との関係を明確化すべきであると考えられる。

- (3) 金融商品会計基準案第 28-5 項において、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等やリースにより生じた債権（ファイナンス・リースに係る債権、オペレーティング・リースに係る債権）について、全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定することをそれぞれ独立して選択できるとされている。

また、金融商品ではないが、契約資産は債権の取扱いに準じて処理し、予想信用損失の定めが適用されるとされ、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分はリースにより生じた債権の定めに従って会計処理を行うとされている（金融商品会計基準案第 68-2 項、第 68-4 項）。

そのため、契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分について、予想信用損失適用指針案における予想信用損失の定めに従うことは理解できるが、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等、ファイナンス・リースに係る債権、オペレーティング・リースに係る債権から、それぞれ独立して全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定する選択が可能であるのか必ずしも明確ではないと考えられる。この点、関連する IFRS 第 9 号 5.5.15 項では、契約資産などについて、それぞれ独立して全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定する選択が可能であるとされている。

したがって、実務において異なる解釈が行われる可能性があるため、契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分につい

て、金融商品会計基準案第 28-5 項の定めを独立して選択できるのかを明示すべきであると考えられる。

- (4) 予想信用損失の算定における割引率について、リースにより生じた債権に対しては、予想信用損失適用指針案第 48 項(2)において、「企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った貸手の計算利子率」を使用するとされている。

リースにより生じた債権には、ファイナンス・リースに係る債権のみならずオペレーティング・リースに係る債権が含まれるため、「貸手の計算利子率」という表現が必ずしも適切とはならない可能性があると考えられる。この点、関連する IFRS 第 9 号 B5. 5. 46 項ではリース債権の測定に用いるのと同じ割引率を用いるとされており、リースにより生じた債権に対する予想信用損失の算定における割引率の表現を見直すべきであると考えられる。

- (5) リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は、金融商品的な性格を有すると考えられるため、リースにより生じた債権の定めに基づいて会計処理を行う（金融商品会計基準案第 68-4 項）とされ、予想信用損失の算定対象とされている。

この点、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失を算定する際に、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利以外の部分（例えば、残存価額に含み益がある場合）を考慮すべきかどうか明確ではない。

リース投資資産の取扱いについては、IFRS 会計基準におけるリース債権と一致するものではないこともあり、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失の算定について実務に誤解を生じさせないよう、その算定に当たって、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利以外の部分を考慮すべきかどうかを明確化すべきであると考えられる。

#### 質問 4（分類及び測定に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意する。

ただし、以下の事項について検討いただきたい。

- (1) 満期保有目的の債券の保有目的区分を変更する際の貸倒引当金の取扱いを修正すること
- (2) 金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料を取り扱う会計基準を明確化すること
- (3) 実効金利の計算に含めず収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準における開示や未収分に対する予想信用損失の算定上の取扱いを明確化すること
- (4) 金利差額調整法の定義と購入又は組成した信用減損債権の償却原価法における簡便法との関係を明確化すること
- (5) 実効金利に含まれる金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コストの定めと金融資産の取得時における付随費用の定めとの関係又は優先順位を明確化すること
- (6) 実効金利法における利息法の適用に当たって、受領する手数料の一部又は全部を実効金利の計算に含めず収益認識会計基準に準じて会計処理する場合において、償却原価に含めるコストの取扱いを明確化すること
- (7) 事後的に実効金利の変更が生じる場合における実効金利法による償却原価法の取扱いを明確化すること

(理 由)

- (1) 金融商品会計基準案第 16 項において、満期保有目的の債券は、「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする。」と修正し、有価証券の減損の定めの対象から除外して予想信用損失に基づく貸倒引当金の対象とすることが提案されている。一方、現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 84 項では、満期保有目的の債券について、「保有目的区分を売買目的有価証券又はその他有価証券に変更するときは、変更時の償却原価をもって振り替える。」とされ、本公開草案における改正対象となっていない。

そのため、満期保有目的の債券からの振替金額が償却原価となる場合には、その振替時において、予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金が戻し入れられると考えられる。

金融商品実務指針第 84 項は、満期保有目的の債券が有価証券の減損の定め対象であることを前提とした定めであると考えられ、また振替先のその他有価証券が予想信用損失の算定対象外となることを踏まえると、満期保有目的の

債券からの振替時において、貸倒引当金戻入益が生じることは意図せざる結果となる可能性があるため、同項を修正する必要があると考えられる。

- (2) 本公開草案において、金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は収益認識会計基準に準じて会計処理するとされている（金融商品実務指針案第 57-8 項）。関連する IFRS 第 9 号 B5.4.3 項では、金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に従って会計処理するとされている。

現行の定めでは、当該手数料は、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料として、金融商品会計基準及び収益認識会計基準の範囲外となっている（収益認識会計基準第 3 項(5)）と考えられるが、本公開草案における原則的な処理について IFRS 会計基準に従った会計処理及び開示と異なるものとする必要性は高くないと考えられるため、金融商品実務指針案第 57-8 項について「収益認識会計基準に準じて」ではなく、「収益認識会計基準に従って」とすることが考えられる。

- (3) 本公開草案において、貸付金等に対する償却原価法の適用に当たっては、実効金利法における利息法によることとされている（金融商品実務指針案第 105 項）。ただし、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされている（金融商品実務指針案第 57-10 項）。また、組成した貸付金等のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができ、この場合、実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識するとされている（金融商品実務指針案第 105-2 項）。

金融商品実務指針案第 57-10 項及び第 105-2 項に従って、収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料については、対象となる会計基準等の範囲は、収益認識会計基準によるものではなく、金融商品実務指針に従った会計処理であると考えられる。この場合、当該手数料が収益認識会計基準第 78-2 項における「顧客との契約から生じる収益」であるのか、「それ以外の収益」であるのかが明確ではなく、その結果、収益認識会計基準に従った注記が求められるのかどうかは必ずしも明確でないと考えられる。

したがって、実務における誤解を避けるため、金融商品実務指針案第 57-10 項及び第 105-2 項に従って収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料が収益認識会計基準における「顧客との契約から生じる収益」であるのか、ひい

ては収益認識会計基準に従った注記が求められるのかを明確化すべきであると考えられる。

さらに、当該手数料の未収分については、予想信用損失適用指針に従った予想信用損失の算定や信用リスクに関する注記を行うに当たり、前述のとおり収益認識会計基準との関係が不明確であることもあり、予想信用損失適用指針案における収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等と同じ取扱いを適用することができるのかどうかは明確ではないと考えられるため、この点についても明確化すべきであると考えられる。

- (4) 購入又は組成した信用減損債権については、信用調整後の実効金利を用いた償却原価を算定するとされている。当該債権に償却原価法を適用する際には、原則として実効金利法による利息法によるとされ、一定の要件を満たす場合には簡便法として金利差額調整法における定額法が認められている（金融商品実務指針案第 105-4 項）。

ここで、金利差額調整法における定額法は、金利調整差額を償還期又は弁済期までの期間で除して各期に配分し、償却原価に加減する方法とされている（金融商品実務指針案第 57-2 項(4)）。また、金利調整差額は、金利の調整により生じた取得差額及び収入差額であるとされている（金融商品実務指針案第 57 項(9)）。

購入又は組成した信用減損債権の取得価額と債権額の差額は一概に金利調整差額とは考えられず、また実効金利法の適用に当たっては信用調整後の実効金利を用いることから、金利差額調整法における定額法をどのように適用するのか、ひいては金利調整差額をどのように算定するのかについて明確ではないと考えられる。

したがって、実務において誤解が生じる可能性があるため、購入又は組成した信用減損債権に対する金利差額調整法における定額法の取扱いを明確化すべきであると考えられる。ここで、本公開草案において削除することが提案されている現行の金融商品実務指針第 105 項なお書きでは、「債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する。」とされており、この記載内容を考慮して購入又は組成した信用減損債権に対する金利差額調整法における定額法の取扱いを明確化することが考えられる。

- (5) 本公開草案においては、貸付金等に対して、原則として、実効金利法におけ

る利息法が適用されるが、当該実効金利には、「金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト」が含まれるとされている（金融商品実務指針案第 57-3 項）。また、当該増分コストは、「金融商品を取得、発行又は売却していなければ発生しなかったコスト」であるとされている（金融商品実務指針案第 57-4 項）。

関連する IFRS 第 9 号の定めとして、付録 A 用語の定義において、取引コストとは、「金融資産又は金融負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コスト（B5.4.8 項参照）。増分コストとは、企業が当該金融商品を取得、発行又は処分していなければ発生しなかったコスト」であるとされ、また IFRS 第 9 号 B5.4.8 項において、「取引コストには、代理人（販売代理人として行動する従業員を含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払う報酬及び手数料、規制機関及び証券取引所による賦課金、並びに取引税及び関税が含まれる。取引コストには、債券のプレミアム又はディスカウント、財務コスト又は内部の管理若しくは保有のコストは含まれない。」とされている。

一方、現行の金融商品実務指針第 56 項においては、「金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含める。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。」とされている。また、現行の金融商品実務指針第 57 項(1)においては、「取得価額とは、金融資産の取得に当たって支払った対価の支払時の時価に手数料その他の付随費用を加算したものをいう。」とされている。これらは金融商品実務指針案における改正対象となっていない。

付随費用は、実効金利法における利息法を適用せずに簡便法として金利差額調整法における定額法を適用する金融資産、実効金利法における利息法の適用対象ではなく金利差額調整法における利息法又は定額法の適用対象となる金融資産、株式など償却原価法が適用されない金融資産に適用され、その適用対象は広いと考えられるが、実効金利法における利息法の適用にあたっては、実効金利に含まれる増分コストとの適用関係が明確でないと考えられる。したがって、実効金利に含まれる増分コストと金融資産の取得価額に含まれる付随費用との関係又は優先順位を明確化すべきであると考えられる。

また、明確化に当たって、実効金利に含まれる増分コストと金融資産の取得価額に含まれる付随費用が金融商品実務指針において独立して適用される場合、実効金利の計算における増分コストに対する実務における適用に資するため、IFRS 第 9 号 B5.4.8 項の例示を明示的に含めるべきであると考えられる。

(6) 金融商品実務指針案において、満期保有目的の債券に対する償却原価法の適用に当たっては、実効金利法における利息法によることが求められるが、金利差額調整法における定額法によることができるとされている（金融商品実務指針案第 70 項）。金利差額調整法における定額法による場合、上述(5)のとおり、償却原価に含めるコストは、実効金利に含まれる増分コストではなく、金融資産の取得価額に含まれる付随費用となると考えられる。

一方、貸付金及び重要な金融要素を含む債権に対する償却原価法の適用にあたっては、実効金利法における利息法によることが求められるが、貸付金の組成又は取得に関して受け取った手数料（金融商品実務指針案第 57-7 項）の一部又は全部を実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる（金融商品実務指針案第 57-10 項、第 105-2 項）。このように受領する手数料の一部又は全部を実効金利に含めない場合でも、実効金利法における利息法の枠内での適用であると考えられるときには、償却原価に含めるコストは実効金利に含まれる増分コストとなると考えられるが、原則的な実効金利法における利息法と実効金利に含まれる内容が異なることから、受領する手数料と関連する増分コストの損益における対応関係が整合せず、意図せざる結果が生じる可能性があると考えられる。

したがって、金融商品実務指針案第 57-10 項、第 105-2 項の容認規定が IFRS 第 9 号における実効金利法と異なることを踏まえ、現行の付随費用の定めを踏まえた対応として、受領する手数料の一部又は全部を実効金利の計算に含めず収益認識会計基準に準じて会計処理する場合には、償却原価に含めるコストは、実効金利に含まれる増分コストではなく取得価額に含まれる付随費用とすることができる選択を設けることが考えられる。これにより、金融商品実務指針第 56 項ただし書きの処理（経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる）を適用し、受領する手数料と関連するコストについて損益における対応関係が図られる部分があると考えられる。

(7) 現行の償却原価法は、取得時における金利調整差額を一定の期間にわたり配分する方法であったが、本公開草案において、償却原価法の 1 つの方法として実効金利法を導入することが提案されている。この点、実効金利を計算する際には、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとされている（金融商品実務指針案第 57-3 項）。

現行の償却原価法の適用においては、各期に配分する対象である金利調整差

額が事後的に修正され、償却原価を再計算することは基本的に想定されていないと考えられる。一方、実効金利法においては、期待キャッシュ・フローが実効金利の計算の構成要素であるため、契約条件の変更により当初に見積もった期待キャッシュ・フローが変更される状況があり得ると考えられる。しかしながら、本公開草案において事後的に実効金利の変更が生じる場合の取扱いに関する定めがないため、実効金利の再計算の可否やそれに係る損益の認識時期が明確とはなっていないと考えられる。

当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととした（予想信用損失適用指針案 BC13 項）と理解しているが、実効金利の計算に含まれる期待キャッシュ・フローが変更される状況における取扱いについて実務における混乱が生じる可能性があると考えられるため、事後的な実効金利の変更の可否やその際の償却原価法の会計処理について明確化することが望まれる。

#### 質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意する。

ただし、以下の事項について検討いただきたい。

- (1) 開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を現行の定めから変更していることを明確化すること
- (2) 金融商品ではない契約資産及びリース投資資産が信用リスクに関する注記の対象であるかどうかを明確化すること
- (3) 最大エクスポージャーを最もよく表す金額の説明について、満期保有目的の債券を含む記載に変更すること
- (4) 予想信用損失の分解情報として注記が求められる、購入又は組成した信用減損債権に対する「当期に発生認識を行った債権等に係る発生認識時の割引前の予想信用損失の合計額」について、補足説明又は設例への参照を加えること

#### （理由）

- (1) 本公開草案では、貸出コミットメント等の発行者において、貸出コミットメント等は、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とするとされている（金融商品会計基準案第 26-3 項）。また、予想信用損失の算定対象となる貸出コミットメント等は取消不能のものに限定されている（予想信用損失適用指針

案第 22 項、BC61 項)。しかしながら、信用リスクに関する注記対象となる貸出コミットメント等が取消不能のものだけであるかどうかは必ずしも明示されていない。

これに関連して、現行の金融商品実務指針では、当座貸越契約及び貸出コミットメントの注記対象に、契約上原則として無条件で取消し可能なものも含まれるとされ（金融商品実務指針第 139 項、第 311-2 項）、企業会計基準諮問会議においても当該注記項目について基準改正を求める状況があり審議されていた（第 33 回企業会計基準諮問会議など）。

したがって、このような状況を踏まえ、本公開草案において、信用リスクに関する注記対象となる貸出コミットメント等について取消不能のものに限定する場合には、市場関係者に注意喚起すべく、その旨を明示した上で、結論の背景において、現行の金融商品実務指針の定めから注記対象を変更することを明示すべきであると考えられる。この場合、予想信用損失適用指針案第 90 項 (3)における貸出コミットメント等に係る記載も取消不能のものに限定することを明確化することが考えられる。

- (2) 契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は金融商品ではないが、契約資産は債権の取扱いに準じて処理し、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分はリースにより生じた債権の定めに基づいて会計処理を行うとされているため、予想信用損失の算定対象とされている（金融商品会計基準案第 68-2 項、第 68-4 項）。

一方、予想信用損失適用指針案では、「会計基準において予想信用損失を算定することとしているすべての金融商品について適用する。」（予想信用損失適用指針案第 2 項）とされ、また金融商品ではない契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は予想信用損失適用指針案第 4 項における「債権等」には含まれない。

この点、契約資産については、企業会計基準公開草案第 91 号「収益認識に関する会計基準（案）」第 150-4 項において開示も含めて予想信用損失適用指針の対象となると示されているが、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、本公開草案において開示上の取扱いは明示されていないと考えられる。

したがって、実務における誤解を避けるため、契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、予想信用損失適用指針案に従った信用リスクに関する注記の対象であるかどうかをわかりやすく示すべきであると考えられる。

- (3) 予想信用損失適用指針案第 90 項では、信用リスクに対する最大エクスポージャーの対象として、債権、金融保証契約、貸出コミットメント等が示されているが、同様に予想信用損失の算定対象となる満期保有目的の債券が含まれていない。

予想信用損失適用指針案第 4 項における「債権等」には満期保有目的の債券が含まれており、予想信用損失適用指針案第 90 項にも満期保有目的の債券を含めるべきであると考えられる。

- (4) 予想信用損失適用指針案第 75 項(3)また書きにおいて、購入又は組成した信用減損債権について、「当期に発生の認識を行った債権等に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額」を注記するとされている。このような新しい概念である当該割引前の予想信用損失のイメージを市場関係者に共有するため、どのような数値を意図しているのかについて説明を補足するか、あるいは改正が提案されている金融商品実務指針案設例 11 において当該注記額がどのような数値となるのかを明示することが考えられる。

なお、予想信用損失適用指針案第 75 項(3)また書きにおいて「債権等」との表現があるが、対象が信用減損債権であるため、「債権等」との表現でよいかを整理する必要があると考えられる。

#### 質問 6-1 (適用時期に関する質問)

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【意見】

同意する。

#### 質問 6-2 (経過措置に関する質問)

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【意見】

基本的な方向性には同意する。

ただし、信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法の適用に当たって、適用初年度の期首より前の時点の内部信用格付を考慮するかどうかについて明確化していただきたい。

(理 由)

正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関連して、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、前期末において一定の内部信用格付に区分されていたなどの条件に該当する場合（同項(2)の①から③に示す場合）に、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるかとされている。

このような一定の内部信用格付に区分されていたとする時点の「前期末」は適用初年度の期首より前の時点になると考えられるが、予想信用損失適用指針の適用開始に当たって、適用初年度の期首より前の時点となる「前期末」の状況を考慮すべきかどうかについて経過措置の定めからも明確ではなく、適用初年度における「前期末」の取扱いを明確化すべきであると考えられる。

#### 質問 7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

同意する。

#### 質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意 見】

以下の事項について検討いただきたい。

- (1) 本公開草案に従った連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかを明確化すること
- (2) 海外の監督当局等からのガイダンスのみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ることを明確化すること

(理 由)

- (1) 本公開草案では、原則的な予想信用損失の算定方法が定められた上で、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法が定められている（予想信用損失適用指針案 BC88 項）。

当該方法の各項目は企業の判断により個別に選択して適用できるとされ、会計方針の選択が認められている。各項目を個別に選択して適用できるとされたのは、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があることからと説明されている（予想信用損失適用指針案 BC89 項）。

そのため、企業規模や債権等の特性、企業の信用リスク管理実務の適切な反映という観点により、各企業がその個別財務諸表において会計方針を選択することができると考えられる。

この点、企業集団の連結財務諸表においても、連結子会社がその個別財務諸表において選択した会計方針をそのまま適用できるのか、または連結財務諸表として統一した会計方針を適用することが求められているのかについて明確ではなく、実務において混乱を生じさせる可能性があると考えられるため、連結財務諸表における会計方針の選択に係る統一の要否について明確化すべきであると考えられる。

なお、本公開草案に従った償却原価法の適用に当たっても、様々な選択が認められているため、当該選択についても、連結財務諸表における統一の要否について明確化することが望ましいと考えられる。

- (2) 予想信用損失適用指針案第 28 項において、信用減損金融資産に該当する証拠の一例として「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」が示されている。同項は IFRS 第 9 号の定めを修正せずに取り入れたものであると理解しているが、IFRS 第 9 号においては、借手に与えた譲歩について明確には説明されていない。

前述の例によると、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（以下「貸出条件緩和債権」という。）は信用減損金融資産に該当すると考えられる。

この貸出条件緩和債権の認定に関しては、我が国の監督指針に一定のガイダンスが示されている。具体的には、我が国の監督指針である「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としない認められる場合、基準金利確保先、実抜計画策定先（策定見込先）、合実計画策定先等については、諸条件を満たせば、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないとされている。これが銀行実務に広く

浸透しているため、予想信用損失適用指針案第 28 項の適用に際しては当該監督指針を参照することが考えられる。

これに関連して、予想信用損失適用指針案 BC42 項及び BC43 項において、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等は、IFRS 第 9 号の要求事項を適用する上での追加的な情報であり、実務上の困難さを軽減する観点から参考になり得ると示されている。欧州において IFRS 会計基準を適用している銀行が信用減損金融資産に係る定めを実務上適用するに当たっては、欧州における監督指針を考慮し、債務者に有利となる条件変更を行った貸付金等を、償却原価に与える影響が僅少である場合を除き、信用減損金融資産として認定していると考えられる。一方、予想信用損失適用指針案では、我が国の監督指針について言及されていない。

したがって、予想信用損失適用指針案では、我が国の監督指針について言及されていないことから、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等のみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ると記載すべきであると考えられる。また、実務における適用を円滑とするために、予想信用損失適用指針と我が国の監督指針との関係性について、監督当局と連携いただきたい。

#### 質問 9 (補足文書 (案) に関する質問)

|                                   |
|-----------------------------------|
| 補足文書 (案) に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。 |
|-----------------------------------|

【意見】

同意する。

以 上